

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年6月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 3 国名：ブータン 担当：南アジア部
案件名：債務管理支援 フェーズ2【有償勘定技術支援】

1 今回契約予定のコンサルタント
債務管理支援 2号

2 契約予定期間： 全体 2013年7月下旬から2014年6月下旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 第1次派遣 第1次国内作業 第2次派遣 第2次国内作業 第3次派遣
債務管理支援 7 30 5 30 5 60

業務予定期間（日数） 第3次国内作業 第4次派遣 整理期間 M/M
債務管理支援 5 30 7 6.45
（現地：5.00MM、国内：1.45MM）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：6月19日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- ア 業務方針の的確性 6
 - イ 業務方法の整合性、現実性等 12
 - ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 2
- (2) 業務従事者の経験能力等
- ア 担当事項：債務管理支援
 - (ア) 類似業務の経験 40
 - (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8
 - (ウ) 語学力 16
 - (エ) その他 学位、資格等 16
- （計100点）

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）

対象国/地域：ブータン/全途上国

類似業務：公共財政管理、債務管理に係る各種業務

6 条件

補強認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

ブータンは、近年、順調に経済成長を遂げており、過去5年間のGDP成長率は年平均約9.6%を記録し、一人当たりのGNIも2011年には2,130ドルに達している。成長の牽引役は豊富な水資源を利用した水力発電であり、インドへの売電収入は総輸出額の約40%を占め、国内歳入の約30%を超えている。現在、ブータン国内の発電容量は約1,500MWであるが、建設中及び建設計画のある発電所を含めると、2020年までに約13,000MWの発電容量を有することになる。

一方で、水力発電所は主にインドからの借入れにより建設されていることから、対外債務も膨らんでいる。ブータンの対外債務残高は2012年6月末時点で約13億ドルであり、前年に比べ50.1%増と急激に増加している。このうち58.1%はインド政府に対するルピー建て債務であり、その約92%が水力発電に係る債務である。また、残りの41.9%に当たる約5.4億ドルが世銀、ADB等の援助機関からの譲許的借入による債務となっている。

世銀/IMFは2011年に行った債務持続性分析においてブータンの債務持続性をModerate Riskと評価していたが、2012年9月にはIMFは急速な財政赤字の拡大と公的債務の増加を指摘し、債務持続性の評価をHigh Riskと変えており、より一層の公共財政管理能力の向上が求められている。

他方で、ブータンの所得水準の向上を踏まえ、世銀は今年Country Partnership Strategy（2011-2014）期間中にIDA-IBRDの混合融資適格国への移行を想定している。また、日本についても、円借款による支援の拡大も検討が必要な状況になりつつあるが、支援に当たってはブータンの債務持続性に問題がないことが前提となる。

このような資金調達環境の変化の中、JICAは2011年にブータン王国政府より要請を受けて、債務管理専門家を派遣した。同専門家は、世銀が作成した債務持続可能性分析やDebt Management Reform Planを踏まえてカウンターパート（C/P）である財務省財務管理部債務管理課を中心に技術支援を行うと共に、今後の債務管理上の改善事項を特定

した。しかしながら、上記の通り債務持続性のリスクが高まっている中で、専門家の指摘した改善事項への対応を始めとする戦略的な債務管理の必要性が高まってきており、ブータン王国政府は更なる技術支援を要請してきている。

なお、本案件を通して、ブータンの債務管理能力が向上し、承諾済み円借款の債権保全にも寄与すると考えられる。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、C/Pに対し、債務管理改善策の実施等に係る支援を行う。具体的担当事項は以下の通り。

[債務管理・分析]

(1) 国内準備期間 (2013年7月下旬)

ア JICA南アジア部と協議を行い、本業務の目的・趣旨等を確認する。

イ 「ブ」国の概況に関する既存資料(第10次5ヶ年計画、同計画の中間レビュー報告書、Vision 2020等)をレビューし、「ブ」国の開発政策・計画、社会経済状況等を確認する。

ウ IMF4条協議レポート(2009年度、2011年度)、中央銀行年次報告書(2012年度)、第一フェーズ最終報告書、世界銀行債務管理能力診断等をレビューし、「ブ」国の財政・対外債務に係る状況、債務管理体制を把握する。

エ 全体の業務実施方針(和文、英文)を作成しJICA南アジア部へ提出し、内容を説明する。

(2) 第1次現地派遣期間 (2013年7月下旬～8月下旬の30日間)

ア C/P及びJICAブータン事務所に業務実施方針を説明し、また適宜JICAブータン事務所に進捗報告を行う。

イ 現地業務開始時にC/P機関と中期債務戦略、及び世界銀行のDebt Management Reform Planに基づいたキャパシティ向上の優先順位について議論し、C/Pのニーズを踏まえた業務実施計画を作成する。

ウ 現行のシステムCommonwealth Secretariat Debt Recording and Management System(CS-DRMS)を利用した債務記録・管理状況を確認する。また、その活用方法について指導を行う。

エ 債務持続性分析及び債務ポートフォリオ分析についてC/Pの能力を踏まえて研修の内容を検討すると共に、必要に応じてC/Pに対しリスク軽減方法や債務再編、今後の資金調達計画の策定に関し指導する。

ウ 債務中期戦略の充実化のために更に分析する必要がある事項についてC/Pと議論する。

オ 派遣終了時に現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P及びJICAブータン事務所に報告・提出する。

(3) 第1次国内作業期間 (2013年9月上旬)

ア 現地で報告した現地業務結果報告書(英文)について、JICA南アジア部へ提出、説明する。

イ 第1次現地業務結果を踏まえて、第2次現地業務の業務実施計画書を修正・作成し、JICA南アジア部へ提出・説明する。

(4) 第2次現地派遣期間 (2013年11月下旬～12月下旬)

ア 上記(2)のイの業務の議論や前回までの進捗状況・成果を踏まえて、債務管理に係る指導を継続実施する。

イ C/Pに対して債務ポートフォリオ分析及び債務持続性分析の手法に関して研修を実施する。

ウ 債務中期戦略の更新に関して、指導を行う。

エ 派遣終了時に現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P及びJICAブータン事務所に報告・提出する。

(5) 第2次国内作業期間 (2014年1月上旬)

ア 現地で報告した現地業務結果報告書(英文)について、JICA南アジア部へ提出、説明する。

イ 第2次現地業務結果を踏まえて、第3次現地業務の業務実施計画書を修正・作成し、JICA南アジア部へ提出・説明する。

(6) 第3次現地派遣期間 (2014年2月中旬～4月中旬)

ア 上記(2)のイの業務の議論や前回までの進捗状況・成果を踏まえて、債務管理に係る指導を継続実施する。

イ 上記(4)のイの研修の成果を踏まえて、第2回目の研修を実施する。

ウ ブータンの債務持続性分析の実施を指導する。

エ 債務中期戦略の更新に関して指導を行う。

オ 派遣終了時に現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P及びJICAブータン事務所に報告・提出する。

(7) 第3次国内作業期間 (2014年4月下旬)

ア 現地で報告した現地業務結果報告書(英文)について、JICA南アジア部へ提出、説明する。

イ 第3次現地業務結果を踏まえて、第4次現地業務の業務実施計画書を修正・作成し、JICA南アジア部へ提出・説明する。

(8) 第4次現地派遣期間 (2014年5月上旬～6月上旬)

ア 上記(2)のイの業務の議論や前回までの進捗状況・成果を踏まえて、債務管理に係る指導を継続実施する。

イ 上記(4)のイの研修の成果をフォローし、追加で必要な指導を行う。

ウ 職員の能力向上に係る研修や、中期債務戦略の更新、債務持続性分析等が継続的に実施されるよう指導する。

エ 派遣終了時に現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P及びJICAブータン事務所に報告・提出する。

(9) 帰国後整理期間 (2014年6月中旬)

ブータンの債務持続性に関する分析内容も含めた専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA南アジア部へ報告・提

出する。

9 成果品等

(1) 業務実施計画書(全体、第2次～第4次現地派遣時)

英文3部(C/P、JICA南アジア部、JICAブータン事務所)

和文2部(JICA南アジア部、JICAブータン事務所)

(2) 現地業務結果報告書(各派遣終了時)

英文3部(C/P、JICA南アジア部、JICAブータン事務所)

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICA南アジア部、JICAブータン事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。

また、業務従事月報を作成し、JICAブータン事務所に提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。

航空便経路:

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA南アジア部南アジア第一課(03-5226-8615)にて閲覧できます。

・Public Debt Management Reform Plan

・Debt Management Performance Assessment

・Medium Term Debt Strategy (FY2013-14 to FY2017-18)

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

「複数年度契約」

本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成すること。

「他国の事例に係る知見」

ブータンにおける債務管理支援は比較的新しい取組みであるため、他の途上国における公共財政管理、債務管理に係る事例の知見があることが望ましい。